

○ 建築士法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）（抄）

改 正 案	現 行
（<u>法第二十二條の三の三第三項の規定による承諾等に関する手続等</u>） 第八条 <u>法第二十二條の三の三第三項の規定による承諾については、前條の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約（建築士が行う設計又は工事監理に係るものに限る。）の当事者」と、「建築主」とあるのは「契約の相手方」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。</u> 2 <u>法第二十四條の七第三項の規定による承諾については、前條の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「管理建築士等」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。</u> 3 <u>法第二十四條の八第二項の規定による承諾については、前條の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「建築主」とあるのは「委託者」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。</u>	（<u>法第二十二條の三の三第四項の規定による承諾等に関する手続等</u>） 第八条 <u>法第二十二條の三の三第四項の規定による承諾については、前條の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「建築主」とあるのは「契約の相手方」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。</u> 2 <u>法第二十四條の七第三項の規定による承諾については、前條の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「管理建築士等」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。</u> 3 <u>法第二十四條の八第二項の規定による承諾については、前條の規定を準用する。この場合において、同条中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「建築主」とあるのは「委託者」と、「報告」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。</u>